

○犯罪被害者等給付金支給裁定申請に関する事務の取扱いについて（例規通達）

令和4年4月13日

佐本広発第57号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年5月1日法律第36号）に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に係る受理事務の取扱いについては、「犯罪被害者等給付金支給裁定申請書等の受理事務の取扱いについて（例規）」（平成13年7月23日付け佐本務発第865号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、同事務取扱の適切な運用を図るため、新たに「犯罪被害者等給付金支給裁定申請に関する事務の取扱いについて」を制定し、令和4年5月1日から下記のとおり運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達については、本通達の運用開始に伴い廃止する。

記

1 対象事案の把握と適切な教示及び報告

警察署及び警察本部事件担当課（以下「警察署等」という。）において犯罪被害者等給付金の支給対象となり得る事案を把握した場合は、犯罪被害者又はその遺族に対して「被害者の手引き」、「犯罪被害給付制度のご案内」リーフレット（警察庁犯罪被害者支援室作成）等を交付するなどの方法により制度を教示すること。

警察署等において制度を教示した場合は、「被害者支援要員制度実施要領の制定について（例規通達）」（平成28年3月22日付け佐本広発第33号）に基づき、犯罪被害給付制度の教示実施報告書（別記様式第4号）を作成し、警務部広報県民課犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）に送付すること。

2 申請書の受理事務

(1) 申請書の受付

申請書の受付は、犯罪被害者支援室及び警察署において行う。

警察署で受理した申請書には、犯罪被害者支援室において一連番号を付するので、直ちに犯罪被害者支援室に受付番号を照会すること。

(2) 申請書に不備があった場合の取扱い

申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書の補正を求めるとともに、その経過を明らかにしておくこと。

(3) 申請書の受理後の措置

受理した申請書は、犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付報告書（別記様式）とともに、犯罪被害者支援室に送付すること。

3 その他

制度の教示及び申請書の受理に関して疑義があるときは、犯罪被害者支援室と協議し、確実な事務の取扱いをすること。

別記様式

第 号
年 月 日

犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付報告書

佐賀県公安委員会 殿

所 属 長

犯罪被害者等給付金支給裁定申請を、下記のとおり受け付けたので報告します。

記

- 1 犯罪被害者等給付金の種類
遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
- 2 受付年月日
年 月 日
- 3 受付番号
第 号
- 4 申請者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名